

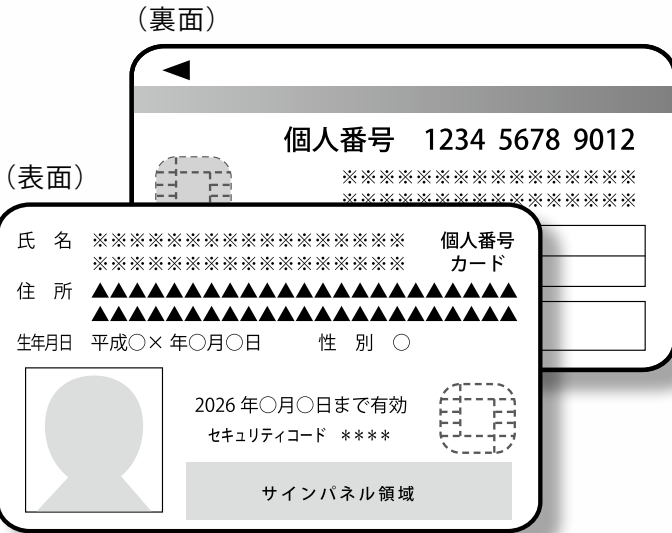
マイナンバー

〈社会保障・税番号制度〉が始まります！

今年10月から、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります。
まずは、皆さまにマイナンバー制度に対する理解を深めていただくため、今月号からシリーズでお知らせしていきます。

マイナンバーって何？

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。



■個人番号カード(イメージ)
個人番号カードは、申請することにより、交付を受けることができます。カードの交付を受けるまでは、通知カードを利用します。

何のために導入されるの？

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

①国民の利便性の向上

面倒な手続きが簡単に！

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

②行政の効率化

手続きが正確で早くなる！

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

③公平・公正な社会の実現

給付金などの不正受給の防止

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

自分のマイナンバーはいつわかるの？

平成27年10月から、住民票を有する国民の皆さま一人ひとりに12桁のマイナン

■今後のスケジュール

時期	予定
平成27年10月から	○お手元にマイナンバーを通知します。 ※住民票の住所に通知が届きます。住民票の住所と異なるお住まいの方は、お住まいの市町村へ住民票の異動をお願いします。
平成28年1月から	○社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。申請者には、個人番号カードを交付します。
平成29年1月から	○自宅のパソコンから様々な情報を取得できる(仮称)マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)がサービス開始予定です。

バー(個人番号)が通知されます。また、マイナンバーは中长期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。
通知は、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。
マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんのでマイナンバーはぜひ大切にしてください。

問合せ 企画課 情報政策担当

○国のHPアドレス: <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

○マイナンバーのコールセンター

☎0570(20)0178